

(日経 BP 知財 Awareness / 2010 年 12 月 16 日掲載)

対談●インドと日本の特許制度はこう違う (4) 企業に特許実施の報告を義務付け

日本の製造業が生き残るためには新興国への進出はもはや避けられない。特に中国と並び、インドは重要な産業拠点となる可能性が高い。ところが、インドで知的財産を保護し、活用するために必要な現地の特許制度については、日本ではあまり知られていない。インド、日本、米国の特許事情に詳しいインド国特許弁理士の Vinit Bapat 氏と、三好内外国特許事務所所長で弁理士の伊藤正和氏が「インドと日本の特許制度の違い」について対談した。

出席者：

サンガム IP 代表取締役社長 インド国特許弁理士 Vinit Bapat 氏
三好内外国特許事務所 所長弁理士 伊藤 正和 氏

伊藤： 「強制実施権」については、日本では形骸化していますが、インドではどのような扱いですか。

Bapat： インドでは、「強制実施権」が有効だと思われています。インドでは特許を持っていたら、基本的にインド国内で実施しなければいけません。実施していないと、ほかの人が「私に使わせてほしい」ということになり、ライセンス交渉の相談になります。それでも「使わせない」となった場合、「この特許を強制的に実施する権利が欲しい」というこ



とを特許庁に申請できます。これが「強制実施権」です。そこで特許庁が間に入り、仲介をします。もちろん強制実施権を与えるには相当の金額が設定されます。A さんの特許の「強制実施権」を B さんが受けたとします。2 年経っても B さんがそれを実施しなかった場合、特許は不要だったということで無効になります。そのほか、国家の非常事態に中央政府が特許を勝手に使えるようにするといった活用の仕方もあります。日本にもありますよね。

伊藤： 不実施の場合の「強制実施権」というのは、日本にも制度としてありますが、使われたケースはほとんどありません。

Bapat： インドも実際に使われたという話は聞いていませんが、2008年ごろに初めて物質特許が登録されたことから、これから「強制実施権」の申請はあると思います。

伊藤： その場合、使用料はライセンス料と同じになるということですか。

Bapat： 強制実施権を申請する前に、まず普通のライセンスを取るために努力しなければなりません。それでも特許権者がライセンスを与えなかった場合、その理由としてライセンス料が問題になっていたケースでは、強制実施権による使用料が、当事者ライセンス料と同額となるということは難しいかもしれません。もともとのライセンス料が高く設定された場合に、それを特許庁が仲介して安く抑えるということは可能性としてあるかもしれません。

伊藤： 「強制実施権」に関連して、インドでは保有する特許の実施状況を定期的に報告する義務があると聞いていますが。

Bapat： その通りです。企業は特許を実施しているかどうかの報告を年に1回、さらに特許管理官から要求された時に提出する義務があります。これは企業にとってかなりの負担です。

伊藤： それは日本だけでなく、ほかの国にもありません。“ペーパー・パテント”は許さないということですね。報告しなかった場合に、罰則はありますか。

Bapat： 報告しなかった場合には、罰金が科せられます。また間違った情報を意図的に提出した場合には、刑事罰となる場合があります。

